

知らないと**損**する？

誰でもわかる

令和6年  
スタート

スペシャルタイプでは、こちらに  
事務所名を挿入することが可能です

税理士事務所

# 贈与税の 新ルール

贈与って何？

- ・贈与する側が認知症だったら？
- ・名義預金って何？

最近よく  
ニュースで  
聞くけど…

- ・暦年贈与って何？
- ・相続時精算課税  
って何？

生前贈与の  
有利不利選択

- ・いつから  
始めればいいのか？
- ・結局どちらが  
トクなの？



# はじめに

贈与税は、令和5年度税制改正（令和6年1月1日スタート）において新しいルールに変更となりました。

ニュースなどでも「65年ぶりの大改正」と大きく取り上げられ、気になっている方も多いのではないのでしょうか。

「いつ」「だれに」「何を」贈与をするかで納める税金は変わってきます。

贈与税を支払うのは財産を譲り受ける人ですので、今回の改正は財産を残す人だけではなく、譲り受ける人にも影響を及ぼすということになります。

誤った認識で贈与が行われると税負担の増加や、知らず知らずのうちに不公平な贈与を行ってしまい、家族間で後々トラブルに発展することもあるかもしれません。

この機会に新しくなった贈与税を正しく知っていただき、大切な資産をどう守るかを考えるきっかけになれば幸いです。

## CONTENTS

<b>1. そもそも贈与って何？</b> …………… 3	<b>5. 令和5年度税制改正の内容②</b> (相続時精算課税の大幅な改正) …………… 16
(1) 贈与契約（民法549条） …………… 3	(1) 改正1（基礎控除の創設：贈与税） …………… 16
(2) 贈与する側が重度の認知症だったら？（民法3条の2） 3	(2) 改正2（基礎控除分の精算なし：相続税） …………… 17
(3) 名義預金って何？ …………… 4	(3) 改正3（土地又は建物の価額の特例の創設：相続税） 18
<b>2. 暦年贈与の話</b> …………… 5	(4) 施行日（スタート日） …………… 18
(1) 暦年贈与って何？ …………… 5	<b>6. 暦年贈与と相続時精算課税</b> との有利不利選択 …………… 19
(2) 税率ってどうやって決まりますか？ …………… 5	(1) 考え方の整理（贈与者の年齢・相続発生予想日） 19
(3) 計算例とトクする贈与の考え方 …………… 6	(2) 考え方の整理（贈与金額の確認） …………… 20
(4) 相続開始前の生前贈与が相続財産に加算される制度 (改正前) …………… 7	(3) ケーススタディ① (父→子、父→孫、1人当たり110万円) …………… 21
(5) 加算対象者から考える戦略的な贈与 …………… 7	(4) ケーススタディ②（父→子、毎年500万円） …………… 22
<b>3. 令和5年度税制改正の内容①</b> (暦年贈与における加算期間の延長) …………… 9	
(1) 改正1（贈与加算期間の延長） …………… 9	
(2) 改正2（一部の加算額から100万円の控除可） …………… 9	
(3) 施行日（スタート日）と経過措置 …………… 9	
<b>4. 相続時精算課税って何？（改正前）</b> …………… 11	
(1) 要件 …………… 11	
(2) 計算例 …………… 11	
(3) 相続時精算課税のメリット4選 …………… 13	
(4) 相続時精算課税のデメリット4選 …………… 15	
(5) 相続時精算課税の活用に向く人 …………… 15	

# 1.そもそも贈与って何？

## (1) 贈与契約 (民法 549 条)

民法 549 条

贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。

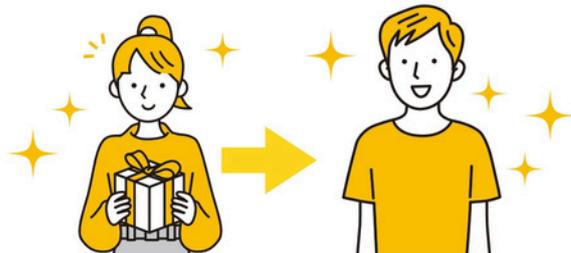
贈与者：ある財産を無償で渡す意思表示 (タダであげるね！)

受贈者：上記に関し受諾する意思表示 (もらうね！)

イメージとしては・・・バレンタインの感覚に近い

贈与者：チョコをタダであげる！

受贈者：「ありがとう！」で、もらう



## (2) 贈与する側が重度の認知症だったら？ (民法 3 条の 2)

**Q** 認知症の問題って、最近話題になってるけど、実際にはどれぐらいの割合になりますか？

**A** 厚生労働省 (平成 27 年) の発表では、令和 7 年 (当時は平成 37 年) には 65 歳以上の約 5 人に 1 人が認知症高齢者になると推定されています。

**Q** 重度の認知症高齢者が現金贈与ってできるんですか？

**A** **できません。** 贈与するという意思表示ができないためです。この根拠は民法 3 条の 2 とされています。つまり、**重度の認知症高齢者は法律行為を行うための意思能力が無いので、その高齢者が行った法律行為は無効**となってしまいます。

民法 3 条の 2

法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。

**Q** 父が重度の認知症で長男が父の口座を管理しています。長男は父の口座から勝手に 100 万円を ATM で出金し、自分の口座に ATM で入金しました。これは認められますか？

**A** **認められません。** 重度の認知症であれば、意思能力が無い可能性が高いため、意思能力が無いと判断されれば法律行為を行っても無効とされます。そのため、父に法定後見人が就任すれば、法定後見人は長男に対してお金を返せと請求できることとなります (不当利得返還請求や損害賠償請求の対象)。これは相続発生後で判明した場合でも、同様の請求権を他の相続人は有することになるため、他の相続人は長男に対し、引き出した資金を遺産に戻せという権利を有することとなります。

### (3) 名義預金って何？

■ 名義預金とは、本人名義の口座に、本人以外が預金していることを指します。

● 名義預金には、本人名義の口座に、本人以外が預金していることを指します。また、本人名義の口座に、本人以外が預金していることを指します。

● 名義預金には、本人名義の口座に、本人以外が預金していることを指します。また、本人名義の口座に、本人以外が預金していることを指します。

● 名義預金には、本人名義の口座に、本人以外が預金していることを指します。また、本人名義の口座に、本人以外が預金していることを指します。

● 名義預金には、本人名義の口座に、本人以外が預金していることを指します。また、本人名義の口座に、本人以外が預金していることを指します。

#### コラム

#### 相続税の基礎控除の変遷

相続税の基礎控除は、2008年（平成20年）の改正で、3,000万円から5,000万円に引き上げられました。これは、相続税の負担を軽減するための措置です。

また、2015年（平成27年）の改正で、基礎控除の計算方法が変更されました。これは、相続税の負担をさらに軽減するための措置です。

相続税の基礎控除	2008年（平成20年）改正前	2008年（平成20年）改正後
基礎控除額	3,000万円	5,000万円

● 相続税の基礎控除は、2008年（平成20年）の改正で、3,000万円から5,000万円に引き上げられました。

## 2. 暦年贈与の話

### (1) 暦年贈与って何？

暦年：1月1日から12月31日までの1年間

この1年間の贈与財産に課税される贈与税の計算方法

👉 これを暦年贈与と呼びます。

計算式：(贈与財産の価額 - 基礎控除110万円) × 税率 = 贈与税

**ポイント** 基礎控除110万円を超える贈与財産がなければ、贈与税の申告義務なし

### (2) 税率ってどうやって決まりますか？

平成27年1月1日以降の贈与税の計算で使う税率については、①特例税率と②一般税率に分かれています。

👉 特例税率の方が納税者側にとっては有利

👉 可能なら特例税率を使いたい！

👉 ただし、特例税率を使うためには「**一定の要件**」を満たす必要あり

### (3) 計算例とトクする贈与の考え方

**例1** 祖父から18歳(11月18日生)の孫へ12月25日に1,000万円の贈与

☞ 祖父から孫への贈与ですが、贈与を受けた年の1月1日現在では17歳

☞ 特例税率の適用不可

☞ 一般税率の適用

贈与税：(1,000万円 - 110万円) × 40% - 125万円 = 231万円

**トクする贈与** 贈与日を18歳になった年ではなく18歳になった翌年1月1日にする

☞ 祖父から1月1日現在18歳以上の孫への贈与

☞ 特例税率の適用可

贈与税：(1,000万円 - 110万円) × 30% - 90万円 = 177万円 (▲54万円)



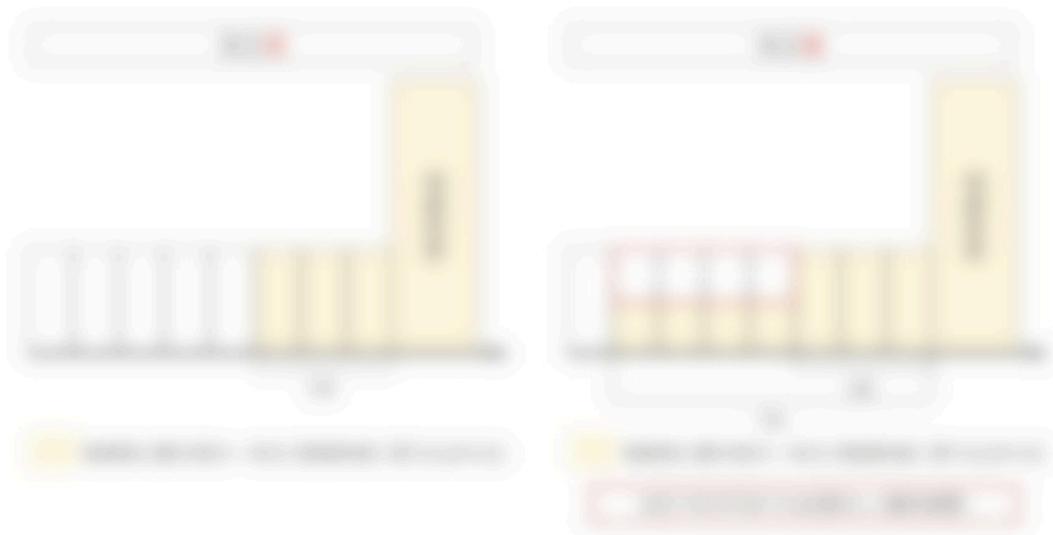
- 1. 暦年贈与の概要
- 2. 暦年贈与の要件
- 3. 暦年贈与の控除
- 4. 暦年贈与の課税
- 5. 暦年贈与の申告
- 6. 暦年贈与の控除額
- 7. 暦年贈与の控除額
- 8. 暦年贈与の控除額

コラム

相続税法における基礎控除は60万円？

相続税法における基礎控除は60万円です。これは、相続税の課税対象となる遺産総額から控除される金額です。基礎控除は、相続税の計算において重要な要素です。基礎控除は、相続税の課税対象となる遺産総額から控除される金額です。基礎控除は、相続税の計算において重要な要素です。基礎控除は、相続税の課税対象となる遺産総額から控除される金額です。基礎控除は、相続税の計算において重要な要素です。

### 3.令和5年度税制改正の内容① (暦年贈与における加算期間の延長)



#### (1) 改正1 (贈与加算期間の延長)

改正1: 暦年贈与の加算期間を10年から15年に延長する。

改正2: 一部の加算額から100万円の控除可とする。

改正3: 施行日(スタート日)と経過措置を定める。

改正4: 経過措置として、令和5年度は10年とする。

#### (2) 改正2 (一部の加算額から100万円の控除可)

改正2: 一部の加算額から100万円の控除可とする。

改正3: 施行日(スタート日)と経過措置を定める。

#### (3) 施行日(スタート日)と経過措置

改正1: 令和5年度は10年とする。

改正2: 経過措置として、令和5年度は10年とする。









### (3) 相続時精算課税のメリット4選

#### ① 2,500万円までは、贈与税を非課税で贈与できる

子が自宅購入などのためにまとまった資金が必要な場面を想像してみてください。

- 👉 住宅ローンを組んだとしても、まとまった頭金を充当しなければ購入できない
- 👉 資金に余裕のある祖父母又は父母から相続時精算課税を選択して2,500万円ずつ贈与
- 👉 贈与税を非課税で贈与し、その資金を頭金として充当することが可能となる





### (4) 相続時精算課税のデメリット4選

- 相続時精算課税の対象となる財産は、相続開始時における相続財産の総額を超過するものではない。
  - 相続時精算課税の対象となる財産は、相続開始時における相続財産の総額を超過するものではない。
  - 相続時精算課税の対象となる財産は、相続開始時における相続財産の総額を超過するものではない。
  - 相続時精算課税の対象となる財産は、相続開始時における相続財産の総額を超過するものではない。
- 相続時精算課税の対象となる財産は、相続開始時における相続財産の総額を超過するものではない。
- 相続時精算課税の対象となる財産は、相続開始時における相続財産の総額を超過するものではない。
- 相続時精算課税の対象となる財産は、相続開始時における相続財産の総額を超過するものではない。
- 相続時精算課税の対象となる財産は、相続開始時における相続財産の総額を超過するものではない。

### (5) 相続時精算課税の活用に向く人

- 相続時精算課税の対象となる財産は、相続開始時における相続財産の総額を超過するものではない。
- 相続時精算課税の対象となる財産は、相続開始時における相続財産の総額を超過するものではない。

# 5.令和5年度税制改正の内容②

(相続時精算課税の大幅な改正)

## (1) 改正1 (基礎控除の創設：贈与税)

**改正1 (基礎控除の創設：贈与税)**

贈与税の基礎控除額を創設し、2024年10月1日以後の贈与に適用される。

基礎控除額は、2024年10月1日以後の贈与に適用される。

基礎控除額は、2024年10月1日以後の贈与に適用される。

基礎控除額は、2024年10月1日以後の贈与に適用される。

贈与者	基礎控除額	課税額
贈与者	200万円	0円

基礎控除額は、2024年10月1日以後の贈与に適用される。

基礎控除額は、2024年10月1日以後の贈与に適用される。

基礎控除額は、2024年10月1日以後の贈与に適用される。

**相続時精算課税の大幅な改正**

① 基礎控除額の引き上げ

② 基礎控除額の引き上げ

③ 基礎控除額の引き上げ

④ 基礎控除額の引き上げ

⑤ 基礎控除額の引き上げ

	令和4年度	令和5年度
基礎控除額	1,000万円	1,000万円

基礎控除額の引き上げによる影響

基礎控除額の引き上げによる影響

基礎控除額の引き上げによる影響

**(2) 改正2 (基礎控除分の精算なし：相続税)**

① 基礎控除額の引き上げ

② 基礎控除額の引き上げ

③ 基礎控除額の引き上げ

④ 基礎控除額の引き上げ

⑤ 基礎控除額の引き上げ



## 6. 暦年贈与と相続時精算課税との有利不利選択

### (1) 考え方の整理 (贈与者の年齢・相続発生の予想日)

#### 👉 生前贈与は早ければ早いほど相続税対策になる

∵ 誰に贈与しても、贈与してから7年経過すれば、相続財産に加算されない

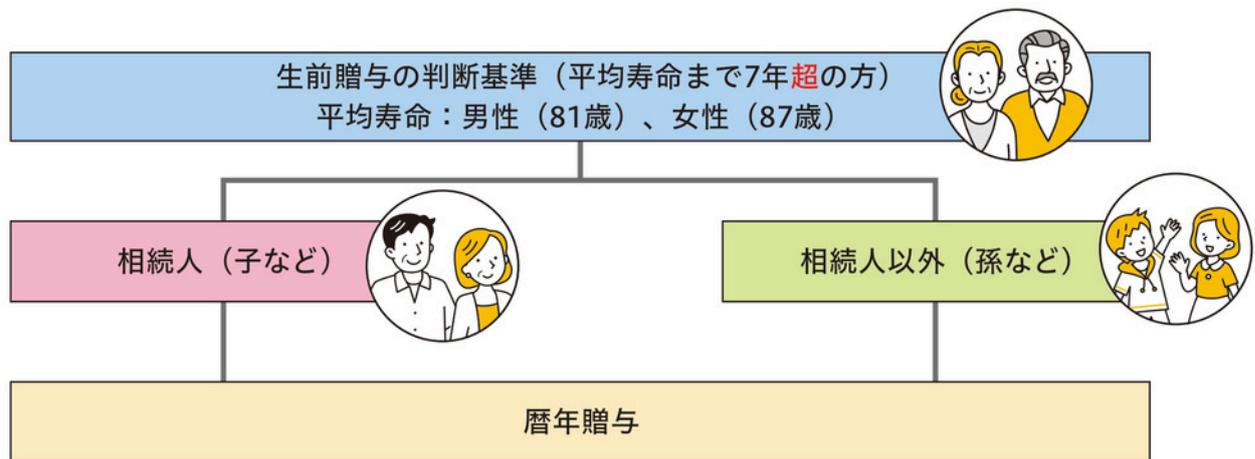
#### 👉 人間いつ相続が発生するかは読めないので、平均寿命で相続発生すると考えてみる

#### 👉 厚生労働省が令和5年に公表した令和4年度の平均寿命

男性の平均寿命 (81.05 歳)、女性の平均寿命 (87.09 歳)

贈与者 (男性) の現在の年齢が70歳であれば、平均寿命まで残り11歳ありますので、当面は暦年贈与を選択することを検討してみましょう。

#### 👉 平均寿命よりも長生きすると考えていれば、その年齢を自分で設定しましょう!



#### +α なかなか贈与できない方の心境

- 自分自身の相続に向き合えない (フタをしてしまう)
- 自分自身の老後の生活資金を優先する
- 生前贈与してしまうと、もらった方は生活が堕落してしまうのではないか
- どうしても贈与したくない親族がいる



#### 👉 ある程度の年齢になってから生前贈与を検討することになる

- 例** 男性 (80 歳) が毎年110万円の生前贈与を検討。誰に贈与するのがいい?  
孫など相続人以外への贈与：暦年贈与  
子など相続人への贈与：相続時精算課税



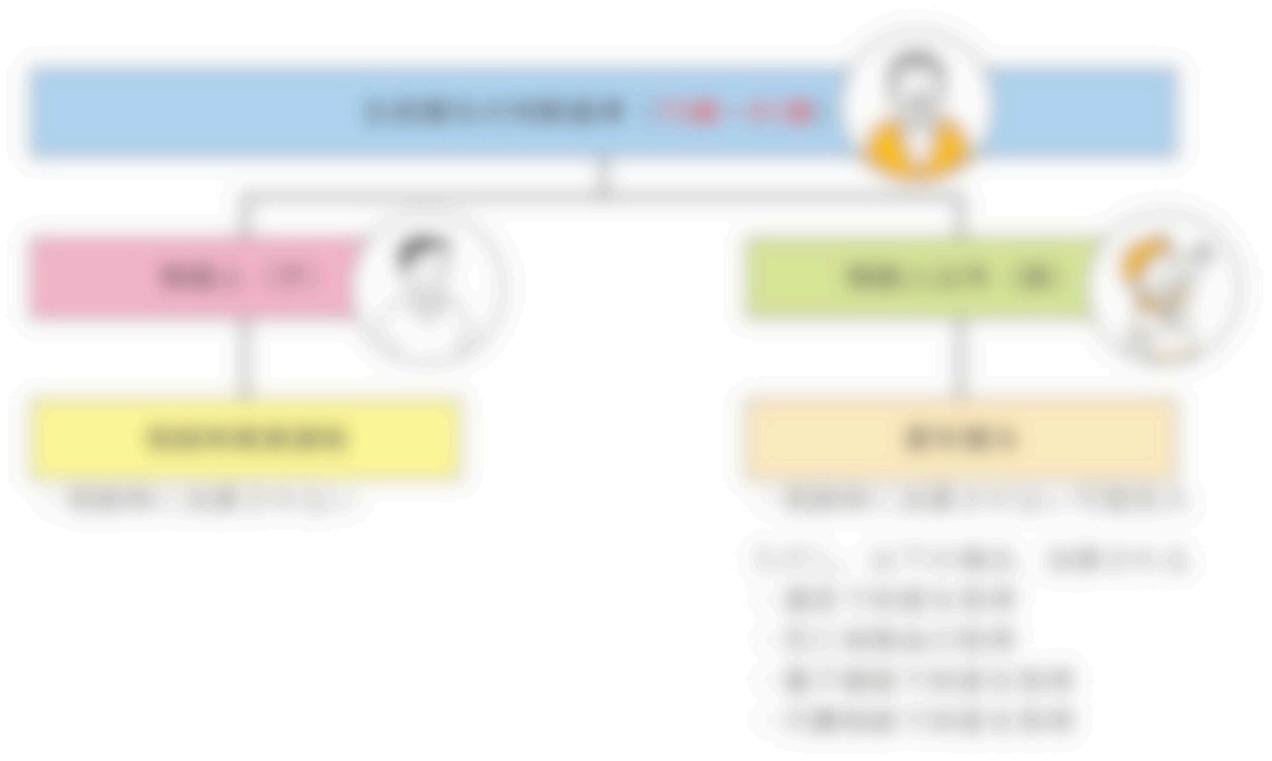
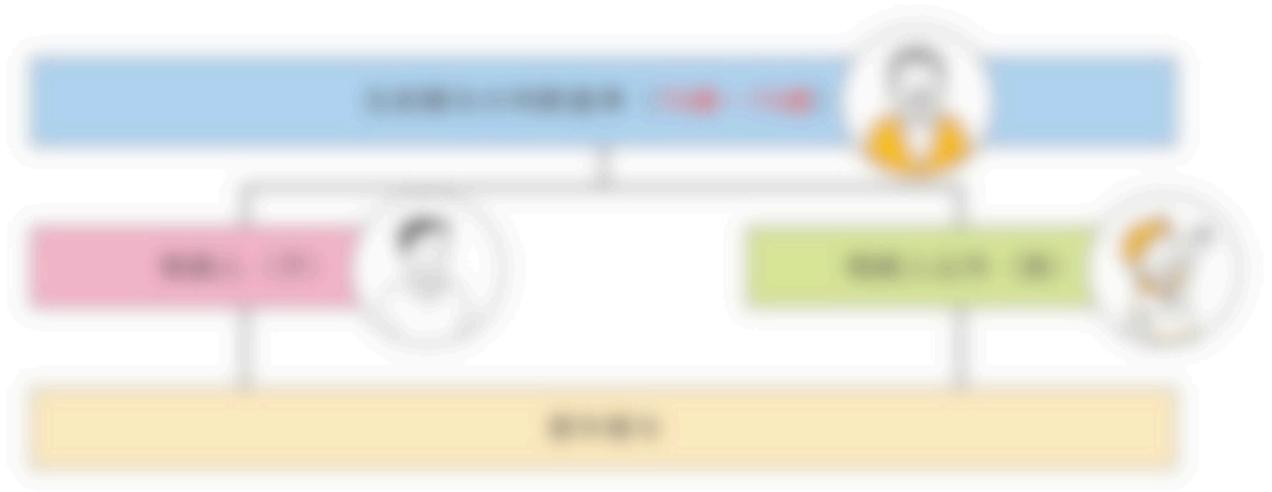
(2) 考え方の整理 (贈与金額の確認)

- ① 暦年贈与の考え方
- ② 相続時精算課税の考え方
- ③ 暦年贈与と相続時精算課税の比較
- ④ 暦年贈与と相続時精算課税の選択
- ⑤ 暦年贈与と相続時精算課税のまとめ



(3) ケーススタディ① (父→子、父→孫、1人当たり110万円)

父(60歳)が、2023年12月31日現在、現金1,000万円を有する。父は、2024年1月1日より、相続時精算課税を選択する。父は、2024年1月1日より、相続時精算課税を選択する。



(4) ケーススタディ② (父→子、毎年500万円)

